

答 申 第 1 号

平成 15 年 10 月 8 日

北広島市長 本 禄 哲 英 様

北広島市情報公開審査会
会 長 中 村 睦



北広島市における情報公開制度のあり方について (答申)

北広島市情報公開条例第 18 条の規定に基づき、平成 15 年 10 月 8 日付け北広情報第 30 号により諮問のありました「北広島市情報公開制度の見直すべき事項」について、審査会は別紙のとおり妥当と認めましたので答申します。

北広島市情報公開制度の見直すべき事項について

1 情報公開制度における検討事項

(1) 公文書の定義（現行条例第2条第2号関係）

「実施機関の職員が職務上作成」及び「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」を条文中に明記する。

〔説明〕

「公文書」の定義については、情報公開法（第2条第2項）と同様、「公文書」の概念を明らかにするため、「実施機関の職員が職務上作成」及び「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」を明記し、この条例において公開請求の対象となる公文書の範囲及び例外的にその対象から除かれる範囲を明確に定めることが適当である。

(2) 公文書の公開の定義（条例第2条第3項関係）

電磁的記録の公開方法等については、個人情報保護制度との整合性を保つため、見直しを行う。従って、電磁的記録にあつては、情報化の進展状況等を考慮して適切な方法により公開する。

〔説明〕

電磁的記録の公開方法については、個人情報保護制度に合わせて、できるだけ請求者の利便に配慮し、現行条例の紙媒体に出力したものによる閲覧又は写しの交付の公開のほか、電子的な形態で公開が行えるようにすべきである。したがって、電磁的記録の公開方法については、情報技術の進展状況を踏まえながら、適切な公開方法を実施していく必要があると考える。

（電磁的記録の開示方法）

適切な公開方法として、次の方法が考えられる。

なお、電磁的記録の種類別の公開の方法は、規則で定めることとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 次に定める方法
 - ア 用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付
 - イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録に複写したものの交付が可能であるときは、当該複写したものの交付

(3) 審査会委員の守秘義務違反への罰則

個人情報保護条例の制定に伴い、個人情報保護審査会の委員に守秘義務違反への罰則規定を設けたことから、情報公開審査会委員に対しても、守秘義務に対する罰則を設ける。

〔説明〕

審査会は、非公開決定等となった公文書を直接見分し、個人のプライバシーや企業秘密など非公開情報に該当するか否かを審査し、公開決定等の適法性あるいは当・不当について判断することとなるため、審査会への市民等の信頼性の確保に十分留意することが大切である。以上の観点を考慮すると、罰則規定を新たに設けることが必要である。

また、情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、本条第18条第7項において審査会委員には守秘義務が課せられているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するため、罰則規定を設ける必要がある。

なお、罰則の量刑については、情報公開法と同等の「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」を規定することが適当である。